

平成22年10月22日
第2225号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取り消し（493・山本地域振興局総務企画部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（494・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（495・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 都市計画事業の認可（496・秋田地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課） 2件…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（103）…………… 4

告 示

秋田県告示第493号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1(1) 処分をした年月日
平成22年10月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
公道建設株式会社
能代市二ツ井町切石字山根185番地
代表取締役 佐 藤 公 道
秋田県知事許可（般-19）第4544号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年10月5日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成22年10月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
平沢建設株式会社
山本郡三種町下岩川字長面103番地
代表取締役 平 沢 イチ子
秋田県知事許可（般-18）第7378号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年10月7日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第494号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 処分をした年月日

平成22年10月12日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社堀川開発

秋田市新屋烏木町1番32号

代表取締役 工 藤 尚

秋田県知事許可（般-18・19）第11853号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年10月12日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年7月1日付け指令秋建-2-20で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地

社会福祉法人 五城目やまゆり会 理事長 渡邊 忠陸

2 開発区域に含まれる地域の名称

南秋田郡五城目町上樋口字樽沢160番、162番、南秋田郡五城目町上樋口字山田沢3番、15番、89番1、90番2、91番2、92番2、94番1、95番2、96番2、14番

秋田県告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 施行者の名称 男鹿市

2 都市計画事業の種類及び名称

男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年2月9日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年秋田県告示第140号、昭和63年秋田県告示第221号、平成4年秋田県告示第659号、平成9年秋田県告示第296号、平成11年秋田県告示第255号、平成14年秋田県告示第886号、平成18年秋田県告示第191号及び平成20年秋田県告示第418号の事業地の男鹿市船越字船越、字前野、字内子、字一向、字寺後、字本町及び字狐森地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 申請のあった年月日

平成22年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきたキッズネットワーク

3 代表者の氏名

佐々木 久美子

4 主たる事務所の所在地

秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、子育て支援活動に関わる個人・団体に対し、必要とする情報の受発信と連携を深める活動ができる支援や、各地域でさまざまな活動をしている個人・団体等をコーディネートし、相互に補助できるような環境整備に努め、安心・安全な子育てができる社会作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 申請のあった年月日

平成22年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 障がい者雇用促進ネットワーク

3 代表者の氏名

山 上 良 丸

4 主たる事務所の所在地

秋田市山王中園町9番33号

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、リサイクル技術を習得する作業手順の指導を行う研修及び就労を支援する事業を行い、障がい者が社会に必要とされ社会的認知を高めることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 申請のあった年月日

平成22年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 一番星きらら

3 代表者の氏名

岩 谷 ナ ツ

4 主たる事務所の所在地

北秋田市脇神高村岱131番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、健康増進、痴呆・寝たきり予防に関する事業を行い、老人福祉の向上と、その家族が安心して働ける環境づくりに、退職グループが生きがい活動として尽力することを目的とする。

6 定款の変更内容
事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、内越土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年10月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月22日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年十月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

「 園 養護老人ホーム和光	鹿角市花輪字古館六十番地の二	を
---------------------	----------------	---

「 園 養護老人ホーム和光	鹿角市花輪字案内九十番地一	に改める。
---------------------	---------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号